

令和8年度 集団指導講習会

高齢者虐待の未然防止と早期発見

- 健康福祉局監査課
- 健康福祉局高齢施設課

- 令和8年6月

高齢者虐待防止法の趣旨

【高齢者虐待防止法第5条】

養介護施設従事者等の高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない



高齢者の権利を擁護し、高齢者が安心して過ごせる環境を提供すべき
養介護施設における高齢者虐待は決してあってはならない



養介護施設従事者等は、高齢者の権利を擁護し、
尊厳を守らなければならないという法の趣旨や内容を理解することが不可欠

高齢者虐待の定義と類型

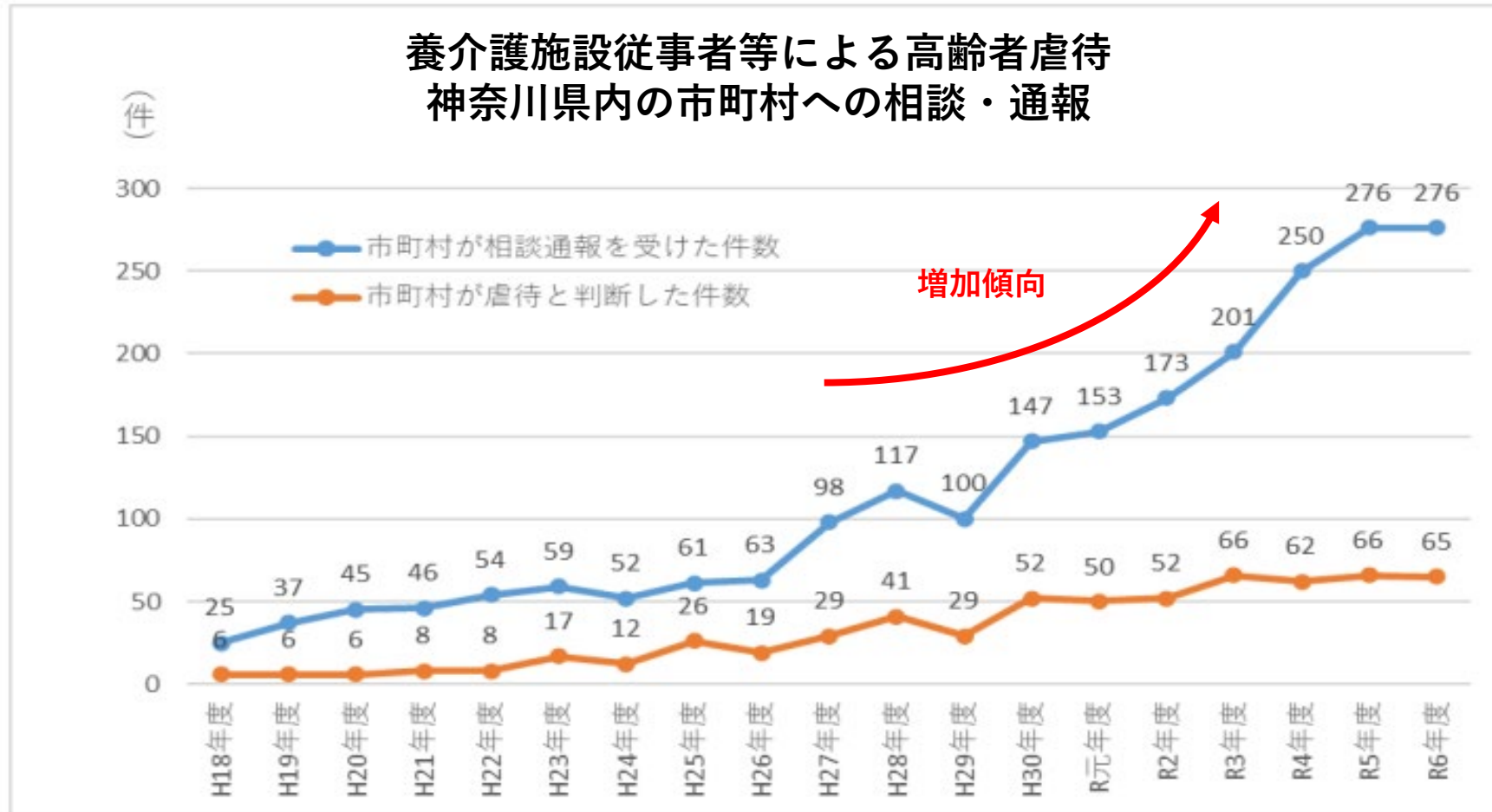
【高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義】

- 「高齢者」 → 65歳以上の者（64歳未満の養介護施設に入所している者も高齢者とみなす）
- 「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けられている
養介護施設従事者等とは・・・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、老人短期入所施設、
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等の業務に従事する者
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型
 - 1 **身体的虐待** 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - 2 **介護・世話の放棄・放任** 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - 3 **心理的虐待** 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 4 **性的虐待** 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 5 **経済的虐待** 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

令和6年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数

	全国	神奈川県
相談通報件数	3,633件 (+192件)	276件 (± 0件)
虐待と判断した件数	1,220件 (33.6%)	65件 (23.6%)

高齢者虐待の相談・通報件数



神奈川県令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より

養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月改訂）」より抜粋

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする。入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。・「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
介護・世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none">・体位の調整や栄養管理を怠る。・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
心理的な虐待	<ul style="list-style-type: none">・怒鳴る、罵る。脅す。老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。・職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。・移動介助の際に、車いすを速いスピードで走らせ恐怖感を与える。・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
性的虐待	<ul style="list-style-type: none">・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none">・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

高齢者虐待の通報義務、通報による不利益取扱いの禁止

【通報義務、通報による不利益取扱いの禁止】（高齢者虐待法第21条）

通報義務	<ul style="list-style-type: none">・ 養介護施設従事者等 養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに、市町村に通報しなければならない・ 養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者 職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要
守秘義務との関係	<ul style="list-style-type: none">・ 養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは、「守秘義務違反」に該当しない
公益通報者保護	<ul style="list-style-type: none">・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等を理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない・ 「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されている

介護事業所等に関してお困り方へ

はまふくコール 045-263-8084（土日祝日年末年始を除く**月～金、9時～17時**）

【相談対象】 横浜市内の介護事業所・高齢者施設等の利用者・家族・職員・関係者

【相談内容】 横浜市内の介護事業所・高齢者施設等に関する苦情・相談・質問等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/shisetsu/hamafukucall.html>

施設に求められるもの

【施設に求められるもの】組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

- 高齢者虐待を職員個人の問題とはせず、組織として課題を捉えて取り組む
- 日ごろの業務の中で悩みや相談を受け止める体制を整備する
- 介護技術に対してアドバイスができる体制を整備する
- 職員の労働条件の改善

※参考資料：平成 21 年 3 月「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」P40～41
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1082156.html>



施設基準 = 施設が講じるべき措置



必要な措置が講じられていない場合、介護報酬の**基本サービス費を減算**

高齢者虐待の防止のための措置（施設基準等）

実施する措置	介護保険施設※、介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	短期入所生活介護、住宅型有料老人ホーム
虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止対策検討委員会」）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的（年1回）開催（テレビ電話装置等の活用可能） ・ 委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る ・ 施設長を含む幅広い職種（住宅型有料老人ホームを除く） 	
虐待の防止のための指針の整備	<p>【記載が必要な項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ② 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 	
虐待の防止のための研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年2回以上の実施 ・ 新規採用時には必ず実施 ・ 実施内容を記録する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的（年1回以上）の実施 ・ 新規採用時には必ず実施（住宅型有料老人ホームを除く） ・ 実施内容を記録する
担当者の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会、指針、研修について適切に実施するため、専任の担当者を置く 	

※介護保険施設：特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護医療院

運営指導等における指導事例① 《指針の必要事項未記載》

指導事例	虐待の防止のための指針に次の必要事項を追記すること。 ・〇〇に関する～～
確認した事象	指針を確認したところ、条例で定められた必要事項の一部が記載されていなかった。
解説	指針に掲載が必要な事項 赤字：特に記載漏れが多かった必要事項 ①施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ②虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項 ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項

運営指導等における指導事例② 《新規採用時研修の未実施》

指導事例	虐待の防止のための研修について、定期的な研修とは別に、新規採用時の研修を実施すること。
確認した事象	研修の記録を確認したところ、新規採用職員に対して、虐待防止のための研修が実施されていなかった。
解説	<p>虐待の防止のための研修は以下のとおり実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none">① 定期的な研修 年2回以上：特養、老健、医療院、介護付、養護、軽費 年1回以上：短期、住宅型② 新規採用時の研修（住宅型を除く） 定期研修とは別に、新採用職員が入職した都度、定期研修を待つことなく速やかに実施 <p>※新採用職員が研修を受講したか、管理者や専任の担当者等が受講状況を一元管理する体制を整備することが望ましい</p>

運営指導等における指導事例③ 《研修の記録がない》

指導事例	虐待の防止のための研修について、実施内容を記録すること。
確認した事象	研修の実施に係る明確な記録が残っていなかった。（研修資料は確認できたが、実施日や受講者を確認できる記録がなかった。）
解説	虐待の防止のための研修を実施した場合、次の項目例を参考に実施内容等の記録を作成し、保存すること。 ①実施日 ②講師名 ③受講者の人数、氏名 ④実施内容が把握できるもの（※） （※）使用したテキストや資料、動画のスライドやハードコピー、受講報告・レポート等、実施状況・実施内容が客観的に確認できる書類やデータなど

高齢者虐待防止措置未実施減算（介護保険施設・事業所対象）

【概要】

虐待の発生又は再発を防止するための措置（虐待の発生又は再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を所定単位数から減算する。

【減算の適用】 所定単位数の100分の1を減算

該当要件	次の①～④のいずれかを講じていない場合（一つでも未実施であれば減算該当） ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ② 虐待の防止のための指針を整備すること ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
適用期間	上記①～④のいずれかを講じていない事実が生じた月の翌月～改善が認められた（※1）月まで

（※1）減算に該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を横浜市へ提出したのち、事実が生じた月から3月後に、改善計画に基づく改善状況を報告することとされています。

関係法令等（特別養護老人ホーム・短期入所生活介護）

【施設基準】

	従来型	ユニット型	地域密着型
特養（介護老人福祉施設）	特養条例第32条の2 特養通知第4-21 老福条例第40条の2 老福通知第4-38	特養条例第43条（第32条の2準用） 特養通知第5-10（第4-21準用） 老福条例第54条（第40条の2準用） 老福通知第5-11（第4-38準用）	特養条例第49条（第32条の2準用） 特養通知第6-6（第4-21準用） 密着条例第179条（第41条の2準用） 密着通知
短期	居宅条例第157条 （第40条の2準用）	居宅条例第170条 （第157条準用（第40条の2準用））	—

【高齢者虐待防止措置未実施減算】

	従来型／ユニット型	地域密着型
特養（介護老人福祉施設）	施設報酬基準告示 別表1イ／ロ注6 大臣基準告示 第八十六号の二の二 報酬通知 第2の5(6)	密着報酬基準告示 別表8ロ注6 大臣基準告示 第六十三号の二の二 密着報酬通知 第2の8(6)（2(5)準用）
短期	居宅報酬基準告示 別表8イ／ロ注4 大臣基準告示 第三十四号の三の三 報酬通知 第2の2(7)	—

関係法令等（介護老人保健施設）

【施設基準】

	従来型	ユニット型
老健	老健条例第40条の2 老健通知第4-37	老健条例第54条（第40条の2準用） 老健通知第5-11（第4-37準用）

【高齢者虐待防止措置未実施減算】

	従来型	ユニット型
老健	施設報酬基準告示 別表2イ注5 大臣基準告示 第八十九号の二の二 報酬通知 第2の6(9) (5の(6)準用)	施設報酬基準告示 別表2ロ注5 大臣基準告示 第八十九号の二の二 報酬通知 第2の6(9) (5の(6)準用)

関係法令等（介護医療院）

【施設基準】

	従来型	ユニット型
医療院	医療院条例第40条の2 医療院通知第5-36	医療院条例第54条 (第40条の2準用) 医療院通知第6-11 (第5-36準用)

【高齢者虐待防止措置未実施減算】

	従来型	ユニット型
医療院	施設報酬基準告示 別表4イ/口注5 大臣基準告示 第百号の二の二 報酬通知 第2の8(11) (5の(6)準用)	施設報酬基準告示 別表4二/ホ注5 大臣基準告示 第百号の二の二 報酬通知 第2の8(11) (5の(6)準用)

関係法令等（養護老人ホーム）

【施設基準】

養護	養護条例第30条の2 養護通知第4 - 18
----	---------------------------

関係法令等（軽費老人ホームA型・ケアハウス）

【施設基準等】

軽費老人ホームA型	ケアハウス	
	特定施設の指定なし	特定施設の指定あり
軽費条例附則第30項（第34条の2準用）	軽費条例第34条の2	軽費条例第34条の2 居宅条例第219条（第40条の2準用）

【高齢者虐待防止措置未実施減算】

ケアハウス（特定施設の指定あり）
居宅報酬基準告示 別表10注5 大臣基準告示 第四十二号の二の二 報酬通知 第2の4(5)(2の(7)準用)

関係法令等（介護付有料老人ホーム・住宅型有料老人ホーム）

【施設基準等】

介護付有料老人ホーム		住宅型有料老人ホーム
特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	
居宅条例第219条（第40条の2準用） 市指導指針10（15）	密着条例第151条（第41条の2準用） 市指導指針10（15）	市指導指針10（15）

【高齢者虐待防止措置未実施減算】

介護付有料老人ホーム	
特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
居宅報酬基準告示 別表10注5 大臣基準告示 第四十二号の二の二 報酬通知 第2の4（5）（2の7準用）	密着報酬基準告示 別表6注4 大臣基準告示 第六十号の五 密着報酬通知 第2の7（4） （2（5）準用）